

佐賀市行政不服審査会（議事録）

1 開催日時

令和6年5月31日（金） 午前9時30分から午前9時40分まで

2 開催場所

佐賀市役所 南棟2階 庁議室

3 議事録

(1) 佐賀市行政不服審査会委員辞令交付式（午前9時30分）

総務法制課長	<p>皆様おそろいですので、ただ今から佐賀市行政不服審査会委員辞令交付式を始めさせていただきます。私、本日の進行を務めさせていただきます総務法制課長の松枝でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日ご出席いただきました委員の皆様の任期は、令和6年5月17日から令和8年5月16日までとなっております。これから2年間、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、辞令書の交付を行います。お名前を読み上げまして、副市長から辞令を交付いたしますので、自席で御起立の上、お受け取りをお願いします。</p>
副市長	<p>（辞令交付）※ 井寺委員、児玉委員、古川委員の順に交付</p>
総務法制課長	<p>それでは、副市長から一言皆様にご挨拶を申し上げます</p>
副市長	<p>皆様、おはようございます。副市長の池田でございます。</p> <p>このたびは、行政不服審査会委員への就任につきまして、引き続き快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。</p> <p>ご承知のとおり、本審査会は、不服申立制度における裁決の客観性・公平性を高めるための第三者機関として設置しているところであり、大変重要な機関であると認識しております。</p> <p>本市におきましては、令和4年度の国保税減免非該当決定処分取消請求に関する案件以降、御審議頂いた案件はなく、全国的にも審査請求件数は減少傾向にあるようでございます。</p> <p>こうした現状について国は、今後は国民への積極的な周知も検討すべきという見解を示し、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用の徹底等に向け、運用全般の改善を行うこととしており、地方公共団体においても同様の改善が求められております。</p> <p>市としましても、簡易迅速な救済という法の目的に沿った手続の</p>

	<p>徹底をするとともに、市民への適切な情報提供などを行いながら、本制度の活用促進に努めていく必要があると考えております。</p> <p>今後も、審査請求があり、本審査会に諮問することとなりました場合には、委員の皆様にご審議をお願いすることになりますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>最後になりますが、本日は、お忙しいなか、またお足元の悪いなか御出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、御挨拶とさせていただきます。</p>
総務法制課長	副市長は、公務のため、ここで退席をさせていただきます。どうぞご了承いただきますようお願いいたします。
総務法制課長	委員の皆様、これから2年間どうぞよろしくお願いたします。それでは、これをもちまして、佐賀市行政不服審査会委員 辞令交付式を終了いたします。

(2) 佐賀市行政不服審査会（午前9時35分）

総務法制課長	引き続きまして、行政不服審査会を始めさせていただきます。
総務法制課長	まず、各委員の皆様から一言ずつ、ご挨拶をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、井寺委員、児玉委員、古川委員の順でお願い申し上げます。
	（委員自己紹介）※ 順番に自己紹介。
総務法制課長	<p>続きまして、審査会事務局の職員をご紹介します。</p> <p>（職員紹介）</p> <p>以上です。よろしくお願いたします。</p>
総務法制課長	<p>ここで、式次第の4「会長の互選」に移る前に、事務局から審査制度の概要等についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、審査制度の概要説明につきましては、委員の皆様には引き続きご就任頂いておりますので、お手元にお配りしております資料をもって代えさせていただきます。</p> <p>続いて、近年の審査請求の状況としましては、副市長の挨拶にもありました令和4年度の案件以降、昨年度「高齢者虐待認定処分及び高齢者保護措置処分」に係る審査請求がございました。</p> <p>審査請求の適法性審査を行ったところ、審査請求期間が過ぎていたこと及び審査請求人が取消しを求める高齢者虐待認定は行政庁内部の意思決定であり行政処分には当たらないことから、却下といた</p>

	<p>しました。このため、本審査会への諮問には至っていない状況でございます。</p>
<p>総務法制課長</p>	<p>それでは、式次第4の「会長の互選」に移ります。会長につきましては、佐賀市行政不服審査会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。どなたかご意見はありますでしょうか。</p>
	<p>(児玉委員、古川委員から井寺委員を推薦する声あり)</p>
<p>総務法制課長</p>	<p>それでは、会長を井寺委員にお願いしたいと思いますが、井寺委員いかがでしょうか。</p>
	<p>(井寺委員了承)</p>
<p>総務法制課長</p>	<p>それでは、会長を井寺委員にお願いすることに決定いたします。ここで、井寺会長に一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>井寺会長</p>	<p>行政不服審査会は委員の皆様と意見交換し、研鑽できる場であると考えております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>総務法制課長</p>	<p>ありがとうございました。 それではこれもちまして、佐賀市行政不服審査会を終了いたします。</p>

○ 終了（午前9時40分）